

自己評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究、社会貢献及び管理運営等における自己評価に関するこ
- (2) 教育の取組状況や学修成果等について点検・評価するために、データや資料の収集・分析（教学 I R）に関するこ

(組 織)

第3条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。

(任 期)

第4条 前条第1項第5号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の意見を聴いた上で、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。